

長崎市農業委員会 令和5年9月総会 議事録

- 1 日 時 令和5年9月29日(金) 14:00 開会
15:45 閉会
- 2 会 場 長崎市男女共同参画推進センター(アマランス)研修室1・研修室2
(長崎市魚の町5番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(18名)
井川 義英 池田 憲二 岩永 一也 岩本 隆 植田 正和
尾崎 正孝 上川 満治 柴原 恵 永岡亜也子 野中 麻美
平尾 政博 増田 茂 松尾 隆治 峰 忠幸 森保 欣也
柳川 八百秀 山口 眞佐栄 山崎 実男
- 5 欠席農業委員(1名)
森山 安男
- 6 出席推進委員(21名)
浦川 英敏 川添 孝則 城戸 利美 久保 正 熊本 昭憲
田中 幹生 鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人
野口 洋太郎 野本 英世 濱口 敏夫 濱口 雅洋 松本 貞幸
松本 守 三浦 信男 村田美津枝 森内 悟己 山口 憲昭
山下 和孝
- 7 欠席推進委員(3名)
今村 秀喜 本田 雅博 松浦 行信
- 8 出席職員
【農委事務局】 向井事務局長 前田事務長 木下農地係長 赤池専門官
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和5年9月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、9月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、21名です。報告は以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。上川委員と柴原委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○上川委員・柴原委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。本日は、付議事項が7件ございます。まず初めに、第1号議案、「農業委員会職員の任免について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務長 それでは、議案書の1ページをご覧ください。令和5年9月22日に、令和5年10月1日付け人事異動の発令がありました。農業委員会事務局職員は「農業委員会等に関する法律」第26条第3項の規定に基づき、農業委員会が任免することになっていることから本議案を提出するものでございます。それでは議案書の2ページをご覧ください。令和5年9月22日に発令された農業委員会事務局に係る令和5年10月1日付人事異動の内示でございます。まず表の左側の転出ですが、農業委員会事務局林田専門官が、原爆被爆対策部調査課拡大地域支援係長として転出されます。次に右側の転入者の欄をご覧ください。選挙管理委員会事務局の浦上主事が、農業委員会事務局主事として転入されます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、説明がありましたが、本件については、議案のとおり、農業委員会事務局職員を任免することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは、御挨拶をお願いします。

○転出入者 ー 挨拶 ー

○議長 ありがとうございます。転出・転入される職員の方はここで退席されます。

ー 転出入者退席 ー

○議長 それでは、議事を進めさせていただきます。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆586㎡について、従弟である〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、高齢で耕作できないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、2人で530日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、森保委員から報告をお願いします。

○森保委員 現地調査について御報告いたします。9月15日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で、露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き3ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、川内町の農地1筆1,163㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、3人で250日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、松本推進委員から報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査について御報告いたします。9月14日に、私と尾崎委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で、シイタケ、露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第3号議案1番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆について、農家住宅建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、配置図でございます。敷地の造成は行わず、現状のまま住宅を建設する計画となっております。雨水・排水につきましては、道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流いたします。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、久保推進委員から報告をお願いします。

○久保推進委員 現地調査について御報告いたします。8月18日に、私と野中委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地周辺は、宅地化が進んでおり、本件も農家住宅を建設する計画ですが、敷地の造成は行わず、現状のまま使用します。また、雨水・排水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流するなど、雨水・排水の状況、境界等特に問題ないことを確認しました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告

がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番について御説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する田中町の農地1筆について、当該地の南側にある資材置き場を保有する、〇〇〇の〇〇が、新たな資材置場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、申請地から概ね300メートル以内に東長崎地域センターが存在する第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。敷地の造成は行わず現状のまま固化材を使用して資材置場を整備する計画で、型枠及び各種資材置場、作業用車両の駐車場として利用する計画となっています。雨水・排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松尾委員から報告をお願いします。

○松尾委員 現地調査について御報告いたします。9月14日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、資材置き場へ転用を行うものですが、敷地の造成は行わず、現状のまま使用します。また、北東側が賃借人所有の農地ですが、農地の方が高いため、排水等の流入もなく、転用については、特に問題ないと思われれます。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を

付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番について御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、長浦町の農地2筆642㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆642㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、30,203.97㎡となり、利用につきましてはミカンの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、2番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き6ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、長浦町の農地2筆1,179㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明しました農地2筆1,179㎡について、10年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、27,462㎡となり、利用につきましては、ミカンの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、久保推進委員から報告をお願いします。

○久保推進委員 1番と2番の現地調査について御報告いたします。9月15日に、私と平尾委員、事務局とで現地確認を行いました。1番2番とも、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ミカンの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆1,000㎡について、長崎県農業振興公社が、5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,000㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定

後の経営面積は、8,106 m²となり、利用につきましては、ミカンの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、5番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、4番について御説明いたします。議案書は引き続き7ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地3筆3,746 m²について、長崎県農業振興公社が、5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆3,746 m²について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、20,444 m²となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、5番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、5番について御説明いたします。議案書の8ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆1,577 m²について、長崎県農業振興公社が、20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,577 m²について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,159 m²となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、田中推進委員から報告をお願いします。

○田中推進委員 3番から5番の現地調査について御報告いたします。9月15日に、私と野中委員、事務局とで現地確認を行いました。3番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ミカンの栽培を予定しています。4番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しています。5番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。現地の状況については、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、6番について、御説明いたします。議案書は、引き続き8ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆1,605 m²について、長崎県農業振興公社が、5年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,605 m²について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,917 m²となり、利用につきましては、水稻を行っております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地

調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。9月19日に、私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については、水稻を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、7番について御説明いたします。議案書の9ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海尾戸町の農地5筆3,004㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地5筆3,004㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,225㎡となり、利用につきましては水稻を行っております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、9月15日に平尾委員、今村推進委員立ち合いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、8番について御説明いたします。議案書は、引き続き9ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する神浦丸尾町の農地1筆728㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆728㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,577㎡となり、利用につきましては、水稻を行っております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、岩永委員から報告をお願いします。

○岩永委員 現地調査について御報告いたします。9月15日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しております。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、9番について御説明いたします。議案書の10ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆563㎡について、〇〇〇の〇〇さんが2年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,722㎡となり、利用につきましては、野菜の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につ

きましては、森保委員から報告をお願いします。

○森保委員 現地調査について御報告いたします。9月15日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第6号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは1番について御説明いたします。議案書の11ページを御覧ください。本件は、令和元年8月に中間管理機構へ利用集積した琴海戸根町の農地1筆726㎡について、賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ再配分により利用権の設定を行うものでございます。賃貸借期間は当初20年が設定されており、今回の再配分は残期間の15年9カ月となっております。設定後の経営面積は、8,728㎡となり、今回配分された農地ではイチゴ栽培のための農業用倉庫としての利用を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告します。9月19日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴ栽培のための農業用倉庫として利用を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案について、議案の説明と現地調査

の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり、農地中間管理機構へ要請することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。続きまして、第7号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第7号議案1番について御説明いたします。議案書の12ページを御覧ください。8月の総会で、以下宿町の292筆、183,988㎡について、年次計画による非農地判断を行い、所有者に対しましては、9月8日付けで非農地通知書を発送していましたが、以下宿町○番○の所有者より耕作しているとの連絡があったことから、9月12日に再調査を行った結果、果樹の耕作を確認しましたので非農地判断の対象から除外するものでございます。

対象地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。○○の○側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の状況図です。青で囲んだ部分が対象地になり、赤が、対象地までの赤道となっておりますが、この赤道が、草木が生い茂り、道路通行ができないような状況になっており、現地調査の際は、当該地へ行くことができなかったため、正面からと横からの目視調査及び周辺の状況から山林化との判断を行っておりました。再調査の際は、所有者の案内によりまして、緑で囲んだ所有者の宅地内から当該地に通じる黄色の通路を通行し、現地の確認が可能となりましたが、通常の現地調査では耕作を確認できない状況にありました。次が、赤道の状況です。草木が生い茂り、通行ができない状況になっています。次が、宅地内通路から対象地までの写真と、ユズの耕作状況の写真になります。現地調査につきましては、柴原委員に報告をお願いします。

○柴原委員 現地調査について御報告いたします。9月12日に、私と事務局とで現地の再調査を行いました。現地が、先ほども言ったとおり、通路が通れないような状況で、裏の急傾斜地の通路を通して、現地に案内してもらいまして、そこには、ユズとミカンの栽培を確認いたしました。所有者からの連絡のとおり、耕作されており、非農地判断からの取消が適当であると判断されます。まあ、周辺状況から全て、下から見た状況では、ちょっと見えなかったんですね。それで、再調査で耕作が確認できたということです。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、2番からの個別案件について御説明いたします。議案書の13ページを御覧ください。13ページの表の下の方に集計しておりますが、申出件数が2件、合計筆数が2筆、合計面積が1,027㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

2番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する見崎町の農地1筆で、面積は214㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、熊本推進委員より報告をお願いします。

○熊本推進委員 現地調査について御報告いたします。9月19日に、私と井川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する高平町の農地1筆で、面積は813㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、浦川推進委員より報告をお願いします。

○浦川推進委員 現地調査について御報告いたします。9月14日に、私と岩本委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第7号議案についての説明と現地調査の報告がありましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。報告事項の資料の1ページから4ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけ

られているもので、先月は、12件の届出がありました。続きまして、資料の5ページから6ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、7件提出されました。続きまして、資料の7ページから9ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、9件提出されました。合計28件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、9月8日に開催されました。資料は、10ページと11ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

引き続き、その他の事項に入ります。その他の事項1「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」事務局から説明をお願いします。

○事務長 それでは、その他の事項1「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」御説明いたします。その他の事項の資料1ページを御覧ください。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、長崎市へ提出する「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」について準備を進めているところです。まず、意見書提出までの今後のスケジュールでございますが、2に記載のとおり10月の総会で付議事項として意見書について御審議いただき、11月21日16時30分から、運営委員出席のもと、市長へ意見書を提出する予定としております。詳細が決定次第、改めて御連絡させていただきます。資料の2ページからが現時点での意見書案として整理したのになります。委員の皆さんに事前に送付していた案と意見の内容については変更ありませんが、先日開催した運営委員会での協議を基に、若干表現等を修正している部分がありますので、あらかじめ御了承ください。資料の3ページが意見書の総論の部分になり、4ページ以降が意見の内容になります。少し長くなりますが、まず、全文を読み上げさせていただきます。その後、委員の皆さんから御意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

－ 意見書案読み上げ －

以上が、現時点での意見書案でございます。それぞれの項目の内容や表現など御意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について、何か御意見、御質問等ございませんか。

○田中推進委員 (2)の遊休農地の発生防止・解消で、高木化した山林・防風林への対応

とあるんですけれども、長崎県の森林環境税というのがあります、里山の整備というのが条件としてあるんですよ、だから、検討されてこれを使うようにすれば、結構使えるんじゃないかと思うんですけれども。具体的にはですね、昔、長崎の学校が竹山を切っている紹介があったと思うんですけれども、あれも全部この予算でやっているんですよ。だから、近くの山もそういう予算で、ひょっとしたら使えるんじゃないかなと思っているんですよ。

○局長 おっしゃる通り、県の森林環境税を使って、地域や、今日紹介があったのは、学校が主体となって、竹林の伐採だったりとか、里山の保全をすることに対して支援をしています。そういったことで、地域が山を守っていきいたいというのが、この流れの中にうまく組み込めるのであれば、そういう支援はできると思います。

○岩本委員 その他の4番目の湧水対策についてということですが、未使用で残されている旧水道施設を利活用するなど、湧水対策について、関係機関と検討いただきたい」とありますけれども、まず、旧長崎地域、西山地区で、旧の水道とかはないんですよ、やはりボーリングとか何とかそういう措置をしてもらわないと、旧水道の施設とか私の地域にはないですよ。ボーリングをしてもらって湧水対策をして欲しいと思います。よろしくお願いします。

○事務長 ここにも書いているように、令和3年度の意見書の回答の中で、ふるさと振興基盤整備事業の活用の検討を勧められているんですけれども、それが正にボーリングとかそういうのをするのに当てていいですよ、というような事業なんですけれども、この令和3年度は、新しく施設を作るという問いだったんですけれども、今回は、旧水道施設が、いろんな所に残っているという話を聞いて、また、委員さんからもそういう話があったので、とりあえず、関係機関の方に投げしてみようかなと、そういった施設が使いえないものかどうか聞いてみようかなということで、今回出させてもらいました。前回、令和3年度は、全く新しいものを作ってくださいよという要請で、そういった事業を使ってくださいという回答だったんですけれども、今回、折角、使えるような施設があるので、そこを使うことができないかと、厳しいかもしれないんですけれども、とりあえず関係機関に聞いてみようかなということで、記載しております。

○岩本委員 それではですよ、ボーリングなどをしたい場合にはどのようにしたらいいんでしょうかね。そういう意向をどこに伝えて、どういうふうにしたらいいのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○事務長 それでは、この意見の中に、これは、旧水道施設を使うというだけの話なんですけれども、そのボーリング関係の話も盛り込みたいと思うんですけれども、それでいいでしょうか。ただ、回答としては、また、このふるさと振興基盤整備事業を使ってくださ

いと、2戸以上の農家で、申請をすれば、補助がもらえますよというような補助メニューになっていたんですけども、事務局としては、それも含めて出すのはいいのかと思うんですけども。

○岩本委員 わかりました。意見書の中で、皆さんこれを協議しますが、ほとんど進展がないみたいですね。いつもなんか同じ文章だけで、改善があまりない、予算がないだとか農林振興課からそういう話があって、もっと積極的に取り組んで欲しいと思うんです。この要望書が、ある程度効果が出るようお願いしたいと思います。

○事務長 今までの意見書と若干違うのが、昨年度からになりますけれども、地域計画というのが始まって、いよいよ地域に入って行って、地域と協議をします。それで、地域の中でどうしたほうがいいのかという話になっていきます。その中で、基盤整備をした方がいいんじゃないかとか、小規模、大規模色々あるかと思うんですけども、そういった話が出てくると思いますので、そういった意味で最初に、地域計画のエリア内において、というような表現を使わせていただいているんですけども、これからは、国の主導で、残していく農地はしっかり守りましょうとなっているので、そこは、確かに同じような意見書にはなっているんですけども、違ふとすれば、地域計画を策定することとなりましたので、この地域計画を達成するために、基盤整備等々を進めてくださいというふうになっています。

○岩本委員 もう一ついいですか。うちの地区では、農道をどうしても作って欲しいということで、耕作している方から土地を無料で提供するから、農道を作らないと後継者もいなくなってしまう、という話があるんですけども、それで、まあ4、5軒の農家ですけども、土地を提供するから、軽自動車が入れるような道を作って欲しいと前から言われているんですね。何とかならないかと思しますので、よろしくお願いします。前、災害の時に道を作ってもらったんですけども、地主さんと市のほうがちょっと問題があって、砂防ダムを造る予定で道の話はあったんですけども、それが流れてしまったんですね。ちょっと開けている道はあるんですけどもね。農林振興課に話したこともあるんですけども、中々しないものでですね。よろしくお願いします。

○事務長 これにつきましては、皆さん、地域計画の地元協議の中で、しっかり言っただけならば、私たちもそれをお聞きし、農林振興課も聞きますので、しっかりそれに取り組みたいと思いますので、よろしくお願いします。

○鶴田推進委員 6ページのその他の項目の④濁水対策についてという内容なんですけど、これは、先ほど事務局が言われた、地域計画のエリア内で行うということが前提なのか、地域エリア内に入らなければこの要望はできないのかということ、それと私の地区なんですけど、旧水道施設の6万トン級のダムが、もう1年半ほど前から廃止になりまして、遊ん

でいる状態なんです。なので、2年ほど前でしたか、同じような質問をさせてもらって、市の方へ要望を出したんですが、ダムの目的は、という文言が出て、当然、農業には使わせてもらえないよという返答をいただいていた。そういったことを含めての要望になるのか、その辺の経緯について、湧水で要望される地域をどこに特定したのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○事務長 おっしゃられるように、この要望の内容というのは、今から地域計画の策定が始まっていくので、そのエリア内を前提にということを書いているんですけども、ただ、そのエリア以外でもしっかり農業をしているというふうな実情があれば、それは、要望の中に入れ込んでいいと思うんですけども、要望をして断られたというのは、何年も前になりますか。

○鶴田推進委員 そうですね、前任期のときですので、はっきり覚えていませんけど。

○事務長 農業用水として使えないよと言われたわけですか。

○鶴田推進委員 そうですね、農業用水として使えないとはっきりは言いませんが、ダムの目的は、こうなんだよということで、暗に農業用水ということ断られたような表現でございました。

○議長 今、言っている地域は、地域計画の中に入れられないんですか。

○鶴田推進委員 残したいエリアとして、外海地区では、神浦の丸尾地区の水田が、今、対象になっているということですね。なので、私どもの牧野地区で農業をする人達というのは、私が水田をやっているのと、あと、ブドウ農家さんが数軒ありますね。あとは、野菜をされる人はそれほど水のことにしましては、おっしゃらないみたいですけども。解決されていると思っていらっしゃるのか、その辺はよくわかりません。もし、農業用水としていいよと、地域で組合を作って管理しろと言われると、かなり身近に必要なと思います。ダムから現在、公共道路を3,000m位ですか、末端まで、地中を這っていますが、既に1年半前に空っぽにしていますので、配管の材質によると思いますが、空気が入っているとすれば、酸化反応を起こして、錆びて、早い対応をしないと腐ってしまうんじゃないかと思うんですがね。以上です。

○議長 今度の、地域計画の中にできるだけ、そこを守るべき農地としてね、残しておかないと、県の支援もですが、国の支援も地域計画を主にして、そこに補助事業などの支援も集中してくるんだと思います。ですから、できればそういった所も地域計画の中に入れていただけるものは、今後の色々な環境整備にも役に立つんじゃないかなと思うんですけどね。

○鶴田推進委員 そうですね、ダムそのものが、神浦ダムが、60万t、私の所の一番上の大首ダムというんですが、これが、10分の1、6万tという数なので、宝が眠っているような感じでございます。そこを通るたびに覗いてみますけど。よろしくをお願いします。

○議長 ですから、地域でも地域計画を協議される時に、地域でもいろいろな協議を試みることでですね。どうしたほうが良いかですね。

○鶴田推進委員 そうですね、機会があるごとに、例えば自治会であるとか、そういう場で、行政のほうはこういう問題がありますと言っていますと、それで回答はこうでしたと、しかし、言い続けます、というふうに私が言って、ここに出席しています。以上です。

○議長 どこにでも、多目的ダムは三和とか色々あるんですけども、小さなダムがですね、中々、管轄が違うものですから、農業用に簡単に使わせてくれないんですよ。だからその辺も、こう、横線をね、利用しやすいようにしていただければいいんですけども、その辺り、皆で要望していかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

○山口推進委員 一つだけ、お願いしたいというところがございまして、(2)の①、高木化した山林・防風林への対応についてということで、先ほども質問がありました、私達は、ビワを栽培しております。皆さん、周りの方たちも狭い所にいっぱいビワを植えておられまして、昔、杉の木など、たくさん植えられております。それが非常に高木化して、50m、20mの大木になっております。それが、皆さん高齢化されて、切ろうとしても切れないと言うんですね。危ないですから切ってくださいとお願いして回るんですが、切れないから、あなたに頼むと言われて切るんですが、それが、10m、15m位になると、素人の我々では危険で切れないですね。それも、あなたの持ち物だから何とかして切ってくれませんかとお願ひするんですけども、それが、お年寄りが、ドリルで穴をあけて除草剤を注入されるんですよ。あちこちでいるんです。それが、昨年、台風が来た時に倒れたんですね。倒木して電線が切れました。ちょっと騒ぎになったんですね。これからこういった事故が多発するんじゃないかと、何か対策ができないかなと思っているところなんです。ちょっと範囲が自分の所だけではなくて広いものですから、方法がないかなと思ひまして、よろしく願いいたします。

○事務長 今おっしゃられたところも事務局としてもしっかり受け止めて、こういった意見書にしておりますので、これを所管の農林振興課、長崎市長になります、出したいと思ひますので、よろしく願いいたします。

○議長 皆さんにお願いしますが、意見書を提出した後、農林振興課が意見書への

回答の内容を説明しますので、その時に皆さんに色々な意見を、地域の意見を出していただければと思っていますので、是非準備しておいていただきたいと思います。やはり農業委員会では対応は、皆さん御存知の通り難しい、言うだけですのでね。だから実際に農林振興課にやってもらわないと困りますので、そこをお願いしていくためにも直接意見を皆さんから言っていただくのが一番じゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○森内推進委員 (2)の②ですね、有害鳥獣対策についてなんですけれども、長崎市はワイヤーメッシュ、それも何も加工されていないワイヤーメッシュだったと思います。国からも補助があって、国の補助がワイヤーメッシュにどぶ付けと言って、亜鉛メッキを施したものです、それと直径13mmの支柱だったかと思います。それと結束線、一式貸与していただけたということなので、この、長崎市からの補助ということになると、数年、5、6年で地面についたところが腐食して、イノシシもそこを容易にこじ開けて入ってくるという状況になると、私の経験上思います。長崎市はワイヤーメッシュのみの補助になっているかと思うんですけれども、少なくともワイヤーメッシュにどぶ付けですね、亜鉛メッキをしていただくとか、そういう防水対策ですね、それをお願いしたいというふうに思います。以上です。

○事務長 この意見書の内容につきましては、意見の中で、先ほど言われた5、6年で持たないという話があったんですけれども、確かに下の方が、錆びて腐食して壊れてしまうという話がありましたので、そこに特化したその部分だけうまくはめて使うことができないかというような、そういった資材の支給ができないかということで、今回意見書の中に盛り込ませていただいたんですけれども、市の分のどぶ付けにつきましては、どぶ付けが本当に長持ちするのか、どぶ付けしたことによって、大量に買えなくなるということもありますので、そのような意見が出ているということは、振興課に伝えたいと思いますが、今回の意見書の内容では、腐食した部分を特化した形で交換できないかというふうなものにしております。

○森内推進委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。

○野本推進委員 三重小学校区まちづくり協議会設立で、準備委員会の役員として参加させてもらい、行事として何をやりたいかと問われ、今年から休耕地となった地主さんより誰か耕作してくれないかと相談があった事も重なり、小学生に農業体験をしてもらったらどうかと提案しました。それで小学校とも話し合い、米作りを6年生に、田植え稲刈りを体験してもらい、小学校に近い休耕地に芋を、1・2年生に作付け、草取り収穫を体験してもらい、1年目は簡単な手順から始めて、徐々に箱苗や種芋からの芋つる作りを教えたいと思います。収穫祭として、カンコロ餅を作り、全職員、児童に行きわたるように

したいと思っています。今年度は、休耕地を作付けできるように準備する段階ですけれども、近くの鳴見台小学校はばたき農園、神の浦小が農業体験を長くされているので、相談しながら指導してもらいたいと思っています。以上です。

○議長 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○熊本推進委員 今回の意見書の件ですけれども、ここに書かれてある括弧の4項目と丸の項目、こういうものを出されても、結局、長崎市の対応として、各地区、そして意見書に沿った要望というのは、具体的には色々あると思うんですが、そういうものをグラフか何かにしてから、そういうところに寄らせてもらって、一緒に具体的に詰めていくというやり方にしないと、この項目だけでは、各地区の問題というのは拾えないと思うんですよね。そうして拾って、それを具体的に長崎市が取り上げてくれるとか、そういう場の設定をされるんですか。

○事務長 先ほども何度かお話をさせていただいているんですけれども、これからいよいよ地域計画、地域協議をやっていきます。農林振興課主催で、ですね。その際に地域それぞれ、こういったことをして欲しいということがあると思います。だから、そういったことを、まずは大きなところで意見書を出して、そういった意味で、今回地域計画のエリア内においてという表現を今回使わせていただいているんですけれども、実際には、地域の協議の場において、地域の協議に参加していただいた委員さん、地域の農業者の方たちから色々な意見を吸い上げて、地域を残していくためにはどうしたほうがいいのか、どういった担い手を探せばいいのか、そういうものがあると思うんですよね。そういったところで協議していくということで、それはこういったことで全体的にやってくださいよと、ただ、細かいところについては、地域計画の協議の場でやっていくので、そこで詰めていきますよという話です。

○熊本推進委員 そうしたら、地域での協議というのは、後から具体的に言ってくるんですね。

○事務長 はい、地域の話に入る前に、農林振興課がこのような総会の場を利用して説明をします。

○熊本推進委員 ぜひ、お願いします。

○議長 他にございませんか。

○上川委員 どの項目に入るかわからないのですが、次の項目について検討・対応をお願いしたいと思います。昨今、土地持ち農家の非耕作者が増えつつあります。周辺の農家に

としては、大変迷惑なことも多々あったり、遊休農地化が増えたりだとか、鳥獣のすみかになったりだとか、なっております。このことについて、やはり周知の徹底というか、地域計画の中でもこの方はどうなっているのかというような把握と、その方に対しての特に周知をしながら、地域内で共有をしていくというような方向にしていかないと、その方々が持っている財産が、隣近所に迷惑をかけたりとかすれば、我々が計画している中でやはり弊害になってくると思いますので、その辺りの検討をよろしくお願い申し上げます。

○事務長 今の件ですけれども、今、遊休農地が非常に増えてきておりますので、その遊休農地自体も、地域計画の中では遊休農地も使おうというふうなことになっておりますので、委員からお話がありましたけれども、遊休農地も大切な資産で、地域計画に取り組むところはしっかりと取り組んでいかないといけないと思っておりますので、そこはしっかり地域の協議の場においても、そのような土地の所有者の方にどこまで言えるかどうかわからないんですけれども、効果的に取り組めるように何か考えていきたいというふうに思います。

○議長 今の上川委員の意見ですけれども、今度の地域計画を策定する中で、地域との懇談会をし、一筆調査を行いますので、その時にその農地を保有しておられる方が、どういった考えでおられるかを、確實にお尋ねをして頂いて、そうすれば、明確化してくるかと思っております。耕作しないのか、貸していいのか、売りたいのかをですね。そういうところも今度の調査でしっかりやっていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。他にございませんか。

○森内推進委員 耕作者が減少しているということで、たぶん9月から国の方で、会社組織による農地の解放、これは特区を設けてするということになってきたかと思うんですけれども、長崎県とか長崎市でそういう特区があるのかどうか、それと、そういう動きは今後広がっていくと思うんですけれども、そうした場合、我々農業者が、どういう対応とかですね、それがどういうようになるのか、もし指針とかあればお聞かせください。

○事務長 すみません、特区ができて、会社が…

○森内推進委員 会社が農業に参入できるということですね。それが、法定化されたと思うんですよ。

○事務長 ちょっと事務局では、まだそこまでは把握しておりませんので、次回でも報告させていただきたいと思っております。

○森内推進委員 それと、今農業法人は、たぶん参入しているかと思うんですけれども、会社組織のはまだ解放されていないんですよ。

○事務長 農地所有ですかね。農地所有は農地所有適格法人と、売り上げの過半を農業関係でないといけないとか、結構要件が厳しいので、中々法人格が農地を持つのは、今、難しい状態になっています。

○森内推進委員 それは順次、簡単にしていくかと思われるんですけどもね。その辺りの情報があれば、教えていただきたいと思います。

○事務長 わかりました。

○城戸推進委員 たくさん意見が出ているんですけど、小さいことではなくて、基本的に38条の規定があるということで、新しい委員の方もいらっしゃるから、冒頭にその辺りの話をしないと、何かごちゃごちゃとしてよくわからないのかなと思いました。それと、地域計画につきましては、「関係機関と連携」という文言がなされておりますけれども、できれば、いろんな関係機関の役割分担を明確にしてという言い方はどうかと、どうしても引込み思案になってしまっているような感じがして、私の感想ですけども、よろしくをお願いします。

○事務長 関係機関という全体的な表現があったんですけども、役割を明確にしてという表現、検討させていただきたいと思います。それと第38条、これは元々どういうことでこれを言うのか、ちゃんと説明していないだろうということだったので、資料の1ページを開いていただいてよろしいでしょうか。農地利用の最適化の推進、具体的に言うと、担い手への農地利用の集積・集約化であるとか、遊休農地の発生防止・解消であるとか新規参入の促進、こういったことが、農地利用の最適化の推進と言われておりますけれども、それが、平成28年に農業委員会の必須業務に位置づけられたということがございます。以前は必須業務ではなく、任意業務でやっておりました。これが必須になったということで、農業委員会に関する法律第38条の中で、こういった最適化の業務を行うにあたって、事務を効率的かつ効果的に実施するために必要があると認められるときは、関係行政機関に対して、意見を提出しなければならないと、これはしなければならないという文言になっていまして、毎年意見書を提出しているということでございます。この意見書というのは、農業委員会の委員の意見ということではなくて、皆さんがいらっしゃる近隣の農業者の方が、こんな考えがあるんだよという、こういうふうにしてくれという意見がたくさんあるかと思います。そういったものを委員さん達が吸い上げてきて、この農業委員会の場において、こういった要望をしてくれないだろうか、最適化を推進するためにこういったことをやってくれないだろうかということで、意見書を提出するものでございますので、まあ、委員さんの考え方も当然あるかと思いますが、地域の意見を拾い上げて意見として集約して、長崎市長に提出するものでございます。以上です。

○議長 だいたい意見を出していただいてありがとうございます。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

— 専門官 説明 —

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

○岩本委員 農業新聞なんですけど、農業委員、推進委員、併せてどれ位、入っているんですか。全員入っているんですか。

○事務長 前任期の委員さんは全員入っておられたんですけども、今回の改選によって…

○専門官 まだ、新しい委員の方については、全員ではありません。強制ではありませんけれども、活動目標にもなっていますので、御協力をお願いしたいと思います。

○岩本委員 よくお願いしておいてください。

○議長 農業新聞と農業者年金などは、農業会議での会議では、どこの農業委員会が委員がまだこれだけ入っていない、と数字があがってくるんですよ、先日の会議では、長崎市が一番多かったです、7名。これは、まず、自分たちが読んで、それで他の人達にも勧めてもらわないといけませんから、これは、強制的ではないというけれども、農業委員、推進委員だったら是非、私はあまり強く言う方ではないけれども、これは必ず読んで勉強をしてください。これはひとつの情報収集の資料ですので。是非お願いをしたいと思います。それから活動記録カードもですね、しっかり記入をお願いします。他にありませんか。

○城戸推進委員 ちょっとお尋ねしたいんですけども、本日、人事異動の内示があったんですけども、水産農林部のほうも、8月1日付で課が変わったということで聞いております。それで、今、問題になっているのが、農道・里道の管理及び材料支給とか修繕とかですね、今までは、各総合事務所の地域整備課が担当で、それが切り替わるのかなと思ったものですから、どうですか。予算的なものもあると思いますけれども。

○局長（兼水産農林部長） 今おっしゃられたのは、農林振興課の中から、工事の方を、

水産農林整備課という方へ移しております。ただ、各出先、総合事務所との役割分担は従前と変わっておりません。それは今までと行き先が違うということではないということです。

○城戸推進委員 私は、別に自治会長を兼務しているんですけど、地域整備課に聞いたら、その辺りの仕事分担が不明確な部分があるみたいだと聞いておりますので、そこは市民が惑わないようによろしくお願いいたします。

○局長（兼水産農林部長） 御意見承りました。

○城戸推進委員 それでは、皆さんに御案内をさせていただきます。

— 地域行事の案内 —

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

○久保推進員 — 琴海地区の認定農業者関係の研修会の報告 —

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和5年10月、11月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

— 専門官 説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、これで9月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦労さまでした。